

北海道札幌白石高等学校いじめ防止基本方針

1 基本方針

今日、いじめは多種多様化し、学校単独では対応が困難な状況が増加しています。いじめをきっかけに深く傷つき、不登校に陥ったり、自ら命を絶つという痛ましい事例も見られ、いじめ問題への対応は大きな学校課題のひとつになっている。

生徒一人一人が安全で安心できる学校生活を送り、健やかに成長できるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、未然防止と早期発見に努めるとともに、その根絶を図るための「北海道札幌白石高等学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条、北海道いじめ防止基本方針第2条）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定している。

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意する。

- いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。

- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

- 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第23条に基づいて設置する組織で情報共有して対応する。

- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

- 生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」、「東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒」等学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害生徒の意向を十分に配慮した上で、生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要がある。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要がある。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等

の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。

○ いじめの衝動を発生させる原因としては、

- ① 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、
- ② 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、
- ③ ねたみや嫉妬感情、
- ④ 遊び感覚やふざけ意識、
- ⑤ 金銭などを得たいという意識、
- ⑥ 被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起り得る。

○ いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。

そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起り得る。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心

を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(5) いじめに対する基本的な考え方

- 「いじめは絶対に許さない」
- 「いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こり得る」
- 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題である」

この認識のもとに、教職員は在籍生徒の保護者、関係機関等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍生徒がいじめを受けていると思われるときには、迅速かつ適切にこれに対処する。

(6) 本校の基本姿勢

- ア 未然防止を徹底する。
- イ 早期発見、早期解消に向けて対応する。
- ウ 組織的に対応する。

3 いじめ対策の指導體制及び組織的対応

(1) 年間指導計画の作成（別紙1）

(2) 日常の指導體制（別紙2）

いじめを未然に防止し、早期に発見するため「いじめ防止対策委員会」を設置し、日常の指導體制を確立する。

(3) 緊急時の組織的対応（別紙3）

いじめの疑い等がある場合、その解決に向けた組織的な取組を「いじめ防止対策委員会」を中心に行う。

4 いじめ対応策

(1) 未然防止の徹底

- ア 教職員全員の共通理解と情報共有
- イ 日常の授業における指導の充実
- ウ 特別活動・道徳教育の充実
- エ 教育相談の充実

- オ 人権教育の充実
- カ 情報教育の充実
- キ 保護者・地域との連携
- ク 年次会等による生徒情報の共有
- ケ スクールカウンセラーによる相談活動の充実・連携

(2) 早期発見・早期解消に向けた対応

- ア 日常的な観察と情報収集
- イ 定期的なアンケート調査と面談の実施
- ウ 情報の共有
- エ 教育相談体制の充実
- オ 相談しやすい環境の整備
- カ チェックリストの活用【学校用・家庭用】(別紙4、別紙5)

(3) 組織的な対応

- ア いじめの事実確認→「いじめ発見から初期対応までの動き」(別紙6)
- イ いじめの認知と対応方針の決定→「いじめの程度に応じた対応(例)」(別紙7)
- ウ 「いじめられている生徒」、「いじている生徒」への対応
- エ 「いじめられている生徒」の保護者、「いじている生徒」の保護者への対応
- オ いじめを取り巻く集団への指導
- カ 関係機関との連携

5 ネットいじめへの対応

ネットいじめとは文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信・掲示したり、特定の生徒になりすまして社会的信用をおとしめる行為を行ったり、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどの行為を指し、犯罪行為である。

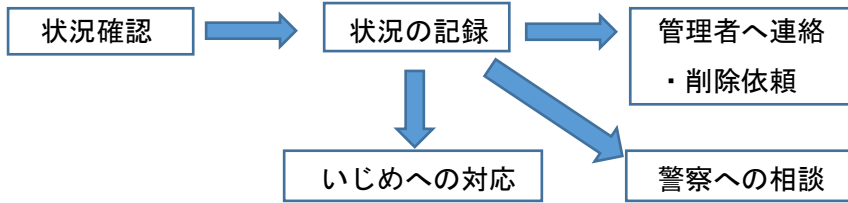
(1) ネットいじめの予防

- ア 保護者への啓発・協力依頼
 - ・インターネット、携帯電話の使用に関する保護者の見守りを依頼する。
 - ・フィルタリングの設定を依頼する。
- イ 情報教育の充実
 - ・教科「情報」におけるネットモラル教育の充実を図る。
 - ・ネット社会についての講話・研修会を実施して啓発する。(保護者・教員、生徒向け等)

(2) ネットいじめへの対処

- ア ネットいじめの把握
 - ・被害者からの訴えによる把握
 - ・閲覧者からの情報による把握
 - ・ネットトラブル未然防止を目的とした道教委のネットパトロール情報による把握
 - ・学校独自の定期的なネットパトロールによる把握

イ 不当な書き込みへの対処



6 いじめ重大事態の定義及び対応

(1) 重大事態とは

ア いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

イ いじめにより本校に在籍する生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・欠席年間 30 日程度
- ・その日数にかかわらず連続欠席している場合

(2) 重大事態発生時の対応

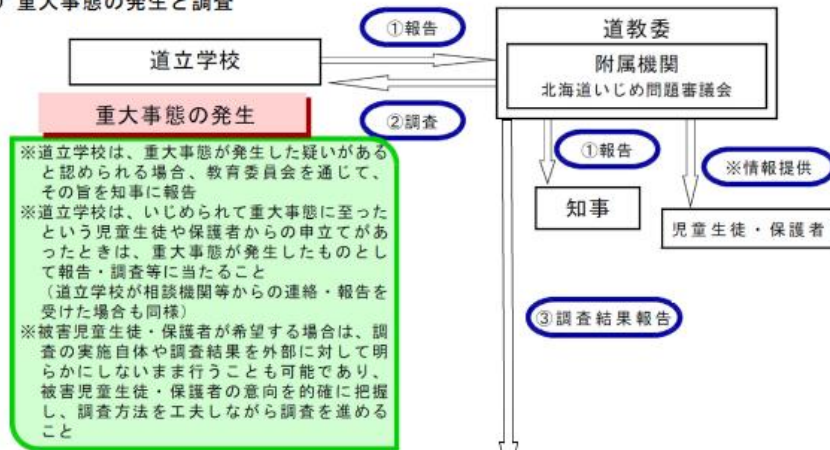
ア 報告

学校が重大事態と判断した場合、教育委員会に報告する。

イ 調査協力

教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

○ 重大事態の発生と調査



○ 知事による再調査



7 基本方針の取組状況、見直し、周知等について

(1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

- ・学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- ・評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

(2) 学校いじめ防止基本方針を策定又は見直す際には、いじめの防止等に関する考え方を共有しながら、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進める。

また、学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして生徒の意見も取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努める。

(3) 策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへの掲載、学校便りに記載し配布、学校内への掲示、その他の方法により、生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。

(4) 学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口等を必ず入学時・各年度の開始時に資料を配布するなどして、生徒、保護者、関係機関等に説明する。

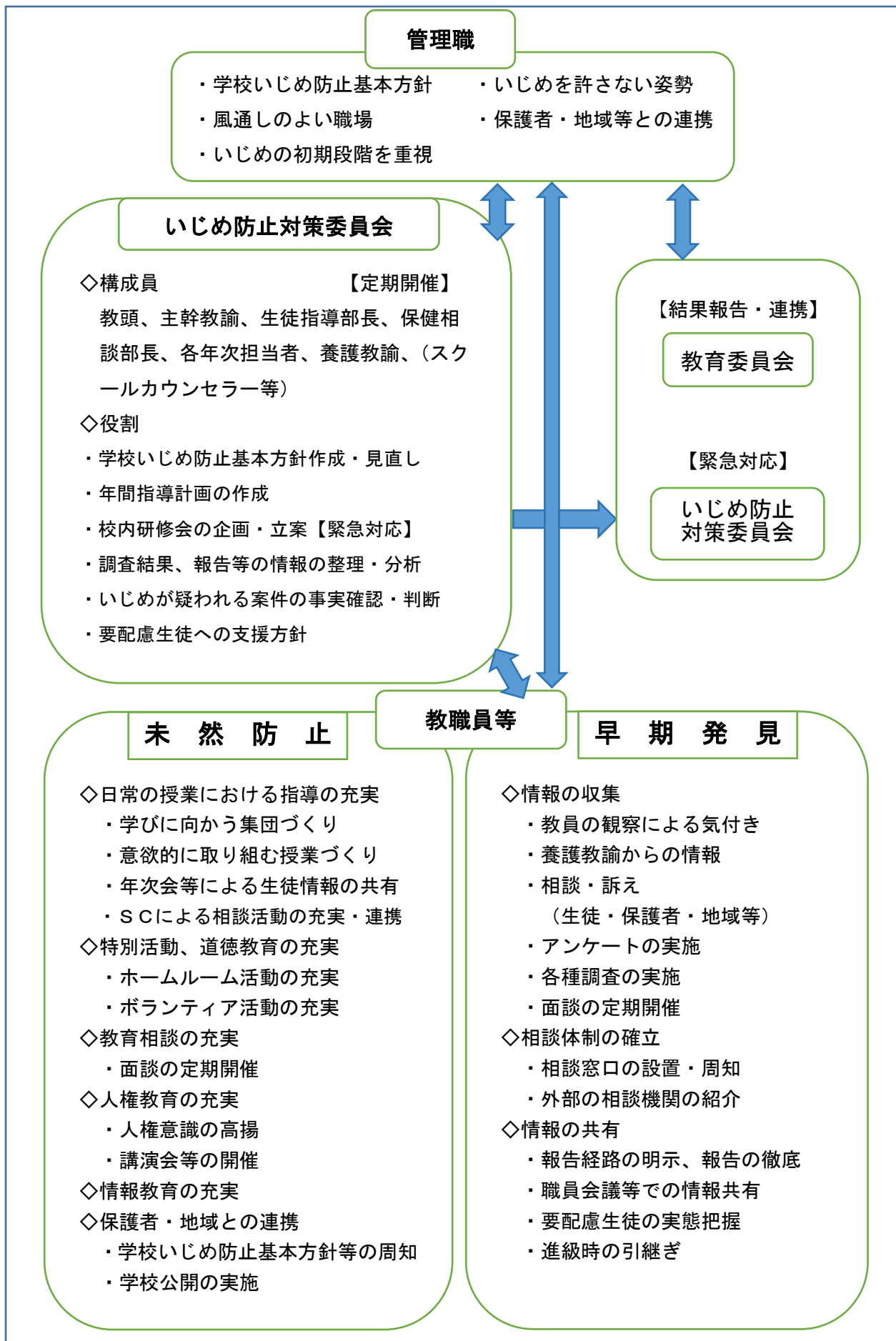
また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。

なお、年度途中の転入、編入学や前年度から引き続き休学又は留学していた生徒が復学した場合等には、同様に当該生徒及びその保護者に説明する。

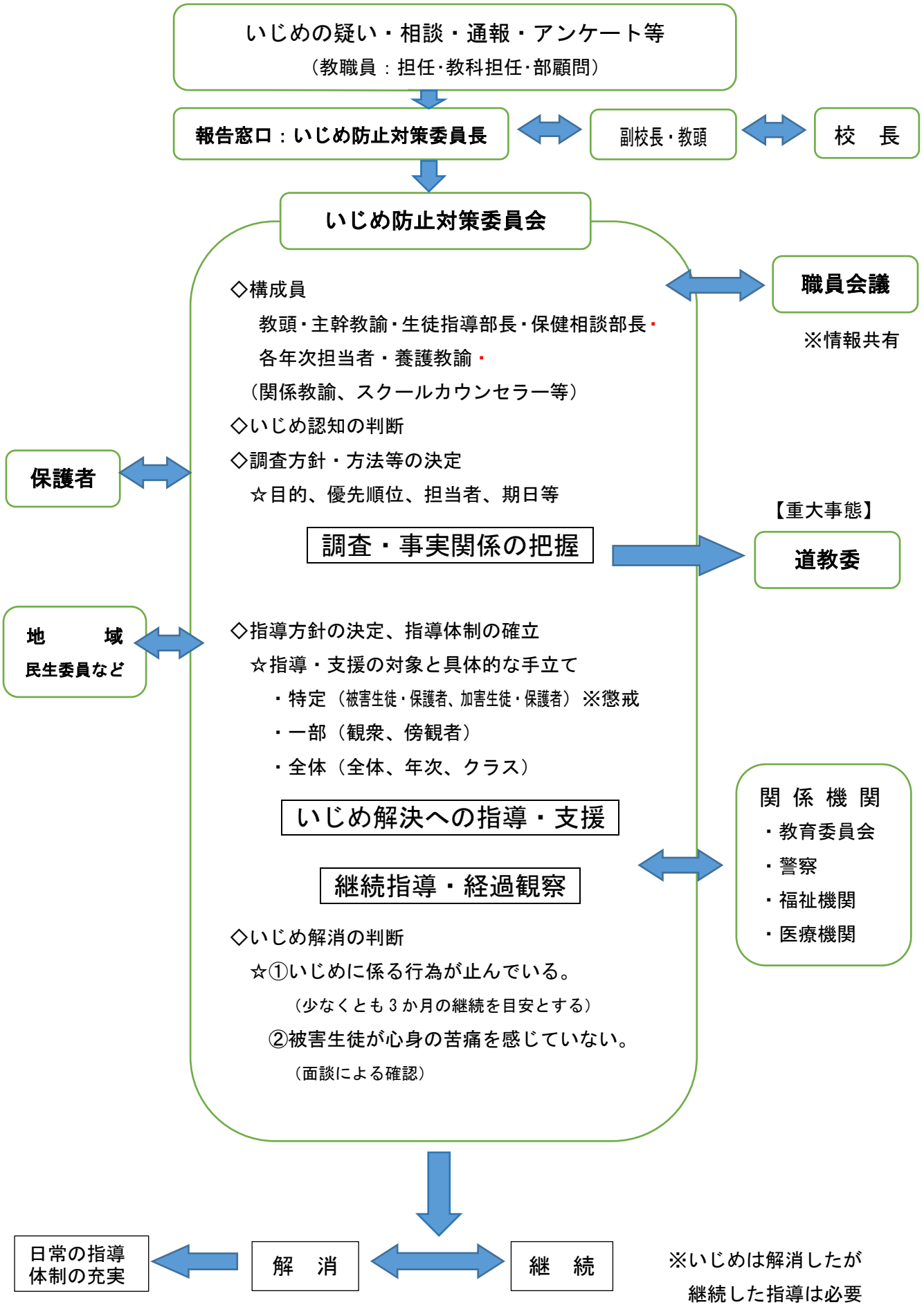
【年間指導計画】

月	1年次	2年次	3年次	いじめ防止対策委員会
4	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式、対面式 ・相談窓口の周知 ・スマホ・ネット安全教室 ・保護者懇談会(希望者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式 ・相談窓口の周知 ・保護者懇談会(希望者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式 ・相談窓口の周知 ・保護者懇談会(希望者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回委員会 年間指導計画の共有、基本方針の更新等 ・SC面談(2回) ・PTA総会等で周知
5	<ul style="list-style-type: none"> ・hyper-QU検査① ・面談週間 ・いじめアンケート① 	<ul style="list-style-type: none"> ・QU検査① ・面談週間 ・いじめアンケート① 	<ul style="list-style-type: none"> ・面談週間 ・いじめアンケート① 	<ul style="list-style-type: none"> ・SC面談(2回)
6			<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回委員会 ・SC面談(2回)
7	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康講演会 ・休業前集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・休業前集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・休業前集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・SC面談(2回)
8	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み明け健康調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み明け健康調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み明け健康調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回委員会 ・校内研修 ・SC面談(2回)
9	<ul style="list-style-type: none"> ・前期終業式 ・後期始業式 ・いじめアンケート② 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期終業式 ・後期始業式 ・いじめアンケート② 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期終業式 ・後期始業式 ・いじめアンケート② 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回委員会 ・前期評価会議 ・学校評議員会で周知 ・SC面談(2回)
10	<ul style="list-style-type: none"> ・QU検査② 			<ul style="list-style-type: none"> ・第5回委員会 ・SC面談(2回)
11				<ul style="list-style-type: none"> ・第6回委員会 ・SC面談(2回)
12	<ul style="list-style-type: none"> ・休業前集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・休業前集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・休業前集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・SC面談(2回)
1	<ul style="list-style-type: none"> ・休業明け集会 ・冬休み明け健康調査 ・いじめアンケート③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・休業明け集会 ・冬休み明け健康調査 ・いじめアンケート③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・休業明け集会 ・冬休み明け健康調査 ・いじめアンケート③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回委員会 ・後期評価会議 ・SC面談(2回)
2				<ul style="list-style-type: none"> ・第8回委員会 ・校内研修 ・SC面談(2回)
3	<ul style="list-style-type: none"> ・後期終業式 ・新クラス編成 	<ul style="list-style-type: none"> ・後期終業式 ・新クラス編成 		<ul style="list-style-type: none"> ・第9回委員会 ・SC面談(2回) ・年間指導計画の作成、基本方針の見直し等

【日常の指導体制（未然防止・早期発見）】



【緊急時の組織的対応（いじめへの対応）】



【学校用】

いじめの早期発見のためのチェックリスト

記入日：令和 年 月 日

記入者：

次の項目に当てはまる児童生徒がいる場合には、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

- 遅刻・欠席・早退が増えた。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。・・・・〔 〕
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。・・・・〔 〕
- 教職員の近くにいたがる。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 登校時に、体の不調を訴える。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 交友関係が変わった。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。・・・・・・〔 〕
- 表情が暗く（さえず）元気がない。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 視線をそらし、合わそうとしない。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。・・〔 〕
- 体に擦り傷やあざができていことがある。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- けがをしている理由を曖昧にする。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕

授業や給食の様子

- 教室にいつも遅れて入ってくる。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 発言したり、ほめられたりすると冷やかしからかいがある。・・・・・・〔 〕
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。・・・・・・・・・・〔 〕
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。・・・・・・・・・・〔 〕
- 給食の際に配膳されなかったり、量を減らされたりする。・・・・・・・・・・〔 〕
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕

放課後の様子

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 一人で下校することが多い。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 一人で部活動の練習の準備や後片付けをしている。・・・・・・・・・・・・〔 〕
- 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなど言い出す。・・・・・・・・・・〔 〕
- 部活動の話題を避ける。・・・・・・・・・・・・・・・・〔 〕

【家庭用】

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、自分からいじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずといってよいほど兆候がみられます。

いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- 友達の荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- 服のよごれや破れ、からだにあざやすり傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋にかけこみ、なかなか出てこない。外出したくない。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝つけない。

持ち物の変化

- 持ち物などがこわされている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物をもっている。

友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メール（SNSなど）を気にする。
- いじめの話をするとう強く否定する。

家族との関係の変化

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなる。
- 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットにやつあたりする。

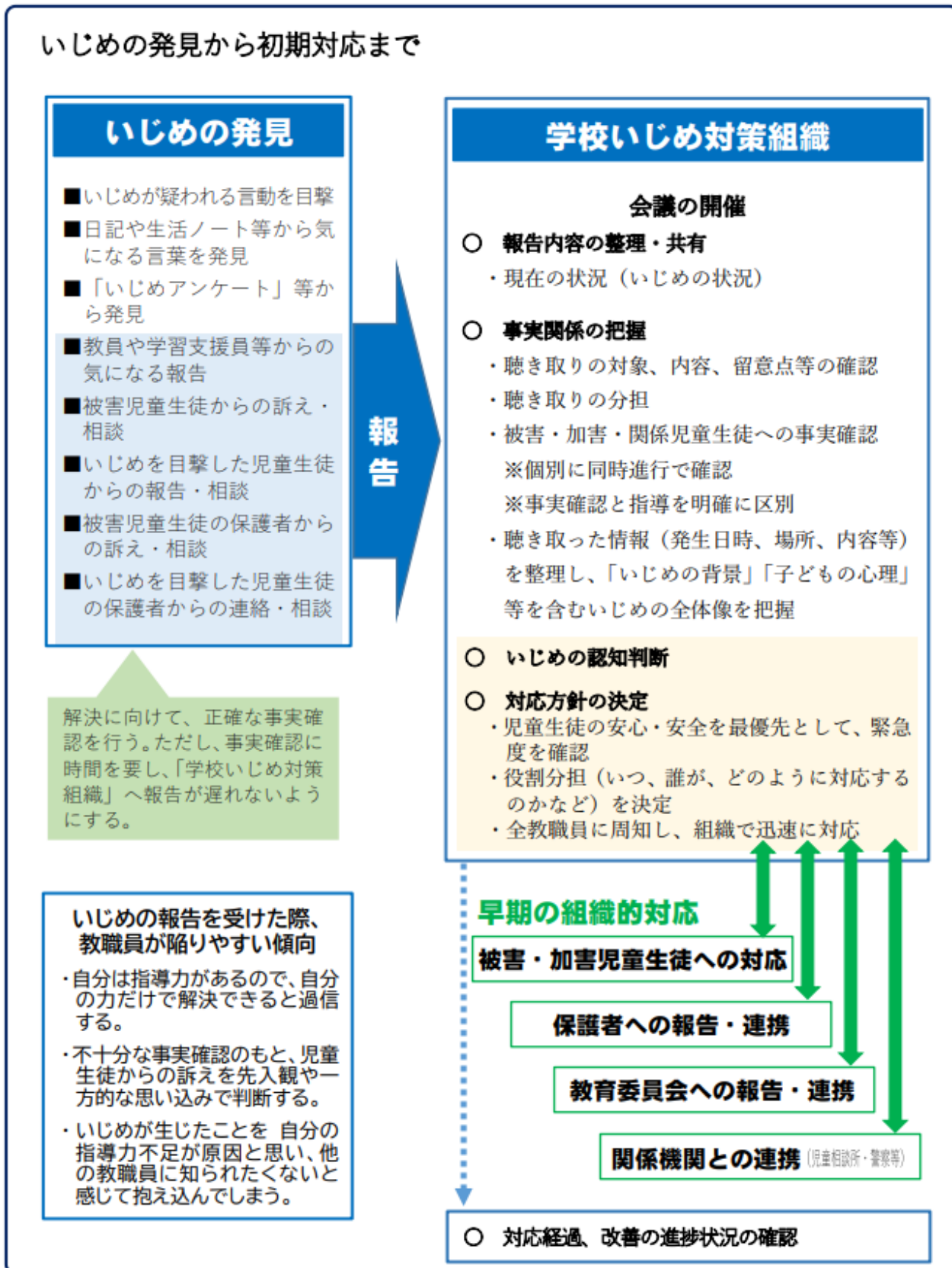
子どもの様子が気になったら、連絡してください。子どもの状況を共有しましょう。

【北海道札幌白石高等学校】

☎ 011-872-2071 電話受付時間 午前7時45分～午後4時45分

【いじめ発見から初期対応までの動き】

報告を受けた時点で、迅速かつ適切に対応します。また、保護者への正確な事実の説明、教育委員会等との連携など、共にいじめ問題の解決に取り組むための協力体制を確立します。



解決に向けて、正確な事実確認を行う。ただし、事実確認に時間を要し、「学校いじめ対策組織」へ報告が遅れないようにする。

いじめの報告を受けた際、教職員が陥りやすい傾向

- ・自分は指導力があるので、自分の力だけで解決できると過信する。
- ・不十分な事実確認のもと、児童生徒からの訴えを先入観や一方的な思い込みで判断する。
- ・いじめが生じたことを自分の指導力不足が原因と思い、他の教職員に知られたくないと感じて抱え込んでしまう。

早期の組織的対応

- 被害・加害児童生徒への対応
- 保護者への報告・連携
- 教育委員会への報告・連携
- 関係機関との連携（児童相談所・警察等）

○ 対応経過、改善の進捗状況の確認

